

7/24
(火)

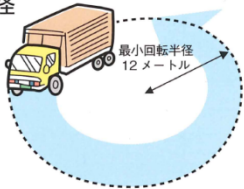
沼沢駐車帯で 特殊車両の取締りを行いました！



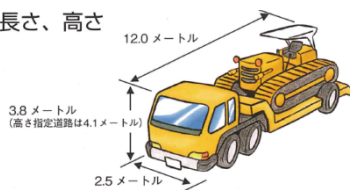
7月24日（火）無許可や違反車両を無くすために国道113号 沼沢駐車帯において、小国警察署の協力のもと、国土交通省は特殊車両、総務省は不法電波局の指導取締りを行いました。

特殊車両とは…？

車両の最小回転半径



車両の幅、長さ、高さ

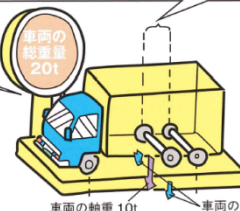


※1つでも基準値を越えれば、「特殊車両通行許可」が必要です！

車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

- 18トン（隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満）
- 19トン（隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下）
- 20トン（隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上）

高速自動車国道又は、重さ指定道路は25.0トン



車両の軸重 10t 車両の輪荷重 5t
← 最速軸距 →
(車両の最前軸と最後軸の軸間距離)

取り締まり結果

調査台数：5台

違反台数：4台

※違反車両には、指導警告書が発行されました！



大型車の過積載は、道路や橋に重大なダメージを与える恐れがあります。米沢国道維持出張所では、今後も関係機関と協力して取り締まりを行っていきます。



国土交通省 山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2
TEL：0238-37-5300 FAX：0238-37-5303

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchou/yoneiji/>

道路の異状を発見したら、**道路緊急ダイヤル(無料) #9910** へお知らせ下さい！

